

滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム運営要領

滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要綱第4条第2項の規定に基づき、滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの運営に関し必要な事項を定める。

1 滋賀県 PF における取組事項

滋賀県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「滋賀県 PF」という。）においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握の方法等の検討

支援対象となる以下の3類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 就業活動を行っていない者のうち、家事も通学もしていない者など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者

- ・ ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

(3) 目標およびK P I（重要業績評価指標をいう。）の設定ならびに事業実施計画の策定

① (2)の支援対象者ごとの取組に係る目標およびK P Iを設定する。

② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。

③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理および実績評価を行う。

(4) その他、就職氷河期世代の支援に関して必要と認められる事項

2 各構成員の役割

構成機関	役割
滋賀県（労働雇用政策課）	<ul style="list-style-type: none">・ 滋賀県 PF 取りまとめ事務局・ 事業実施計画の策定取りまとめ・ 事業の進捗管理・ 各種支援策の周知、広報、実施

滋賀県（健康福祉政策課・障害福祉課）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握 ・各種支援策の周知、広報、実施
滋賀労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県 PF 取りまとめ事務局 ・事業実施計画の策定取りまとめ ・事業の進捗管理 ・各種支援策の周知、広報、実施 ・市町 PF との連絡調整
ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・専門窓口・専門チームによる就職等支援 ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とする求人の確保 ・市町 PF との連絡調整 ・各種支援策の周知広報 ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案
滋賀県ひきこもり支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握 ・各種支援策の周知広報 ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案
高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の充実 ・各種支援策の周知広報 ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案
NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実 ・各種支援策の周知広報 ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案
滋賀県地域若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実 ・各種支援策の周知広報 ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実 ・各種支援策の周知広報 ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

<p>日本労働組合総連合会滋賀県連合会 一般社団法人滋賀経済産業協会 滋賀県中小企業団体中央会 滋賀県商工会議所連合会 滋賀県商工会連合会 滋賀県中小企業家同友会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、業界・企業への協力要請、行政支援策等の周知広報 ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案
--	--

3 市町 PF との連携

滋賀県 PF は、市町プラットフォーム（以下「市町 PF」という。）の設置に向けて、情報提供等の支援や必要な助言を行う。

また、市町 PF 設置後は、事務局と連絡調整を図り、市町 PF との情報共有と広域的課題の対応に関する協力を行うとともに、好事例の収集を行う。

付 則

この要領は、令和 2 年 7 月 16 日から施行する。